

# 令和8年度 経営所得安定対策の御案内

【問合先】郡山市農商工部農業政策課水田農業対策係 電話 024(924)2201/FAX024(938)3150

## 1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
交付要件	<ul style="list-style-type: none"><li>・畑作物（麦、大豆、そば、なたね）を生産し販売すること</li><li>・播種前に出荷契約を行う</li><li>・農産物検査の受検※（規格外は対象外）※なたねを除く</li><li>・種子用・自家採種、自家消費は交付対象外</li></ul> <p>※農産物検査によらない方法で品質確認を行い一定以上に格付けされたものも対象</p>
手続方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・6月30日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を提出</li><li>・2年前（令和6年）の確定申告書等の提出（免税事業者の場合）</li></ul>

### 【①数量払】

対象作物	平均交付単価（品質に応じて増減）※R8改定（案）	
	免税事業者向け	課税事業者向け
小麦※ <sup>1</sup>	6,000円／60kg	5,590円／60kg
六条大麦	6,110円／50kg	5,710円／50kg
大豆(特定加工用含む)	10,910円／60kg	10,340円／60kg
そば	16,730円／45kg	15,930円／45kg
なたね※ <sup>2</sup>	6,820円／60kg	6,410円／60kg

※1 パン・中華麺用品種は、それ以外の品種の単価に2,300円／60kgを加算

※2 品種によって単価が異なる場合があります。

### 【②面積払】

交付単価	20,000円／10a (そば：13,000円／10a)
------	------------------------------

- 営農を継続するために当年産の作付面積に応じて数量払の内金として先払いできます。
- 対象作物の交付対象数量が明らかになった段階で、数量払の額を確定し、面積払の金額を差し引いた額を追加で支払う仕組みです。
- 収穫後交付を選択した場合は、数量払の支払時に面積払を支払います。
- 実单収が郡山市の基準单収の1/2に満たない場合「理由書」、「栽培日誌」等の提出が必要です。自然災害等の合理的な理由でない場合は、交付済みの交付金を返還することになります。

## 2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)

対象者	認定農業者、認定新規就農者、集落営農
補てん内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・米・麦・大豆の当年産の販売収入の合計額が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国の交付金と農業者の積立金で補てん</li><li>・国からの交付金は農業者が積み立てた積立金の3倍が上限</li></ul>
手続方法	6月30日までに「経営所得安定対策等交付金交付申請書」、「出荷・販売契約数量等報告書（契約書写し等添付）」を提出の上、8月31日までに積立金を納付

※農業共済組合の「収入保険制度」との同時加入はできません。

補てん額	( 標準的収入額 - 当年産収入額 ) × 0.9
------	---------------------------

### 3 水田活用の直接支払交付金

※たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外となります。

※5年水張りルールが、令和7年・8年の対応として、水稻を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象となります。

※連作障害を回避する取組みを行った根拠資料として、作業日誌や当該作業に用いた資材の入手状況が分かる資料（購入伝票等）を保管し、再生協議会の求めに応じて提出できるようにしておく必要があります。

対象者	水田を活用し、出荷販売目的で対象作物を生産する販売農家又は集落営農
手続方法	<p>6月30日までに</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「経営所得安定対策等交付金交付申請書」を提出</li> <li>・加工用米等に取り組む場合は、取組計画書等を国又は取組主体へ提出</li> </ul>

#### (1) 戰略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物*	35,000円/10a ※多年生牧草について、収穫のみの年は10,000円/10a
ホールクロップサイレージ用稻	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
米粉用米	収量に応じ、55,000～105,000円/10a
飼料用米	多収品種(ふくひびき、まいひめ等) 収量に応じ、55,000～105,000円/10a 一般品種(天のつぶ、コシヒカリ等) 収量に応じ、55,000～75,000円/10a

<飼料用米、米粉用米の出荷方法>

出荷方法	数量 ※農産物検査等で品位を確認した数量 1.7mmふるい上の収量で交付金を計算)
一括管理	作付けする「ほ場」を特定せず、契約数量に基づき出荷
区分管理	作付けする「ほ場」を特定し、そのほ場の全収穫量を出荷

##### 【飼料用米（多収品種）・米粉用米の数量と交付単価の関係】

単収が標準単収値の場合を80,000円/10aとし、単収と標準単収値との差が1kgごとに単価が変動します。単収が標準単収値より+150kg以上であれば一律105,000円/10a、-150kg以上であれば一律55,000円/10aとなります。また、標準単収値は作柄により調整されます。

-150kg以下の場合は理由書を提出し、適切な生産がおこなわれていたことが確認できれば交付できます。

#### (2) 産地交付金（一部）（令和8年1月時点の予定額、変更になる場合もあります。）

「水田収益力強化ビジョン」に基づき、戦略作物の生産性向上や低コスト化などの取組、地域振興作物の生産に対する支援を行います。

〈県〉

対象作物	取組内容	交付単価
飼料用米	多収品種の取組	4,000円/10a
飼料用トウモロコシ	生産性向上の取組	4,000円/10a
加工用米	3年以上の契約による低コスト生産の取組	16,000円/10a
そば、なたね	基幹作のみ対象	20,000円/10a
地力増進作物	基幹作のみ対象	上限20,000円/10a*
麦、大豆	単収向上の取組	5,000円/10a
新市場開拓米	基幹作のみ対象	20,000円/10a
	低コスト生産の取組	16,000円/10a
	3年以上の新規契約	10,000円/10a

〈市〉

対象作物	取組内容	交付単価
WCS用稻	肥料・農薬の低減、疎植栽培等	2,000円/10a
大豆	3ha以上の大豆を作付けし、そのうち1ha以上の団地化等	10,000円/10a
そば	排水対策、団地化等	5,000円/10a
キュウリ、トマト	作付面積に応じて支援	8,000円/10a
飼料用米（一般品種・多収品種）	側条施肥、疎植栽培等	4,000円/10a
飼料作物（イタリアンライグラス、グリーンミレット）	主食用米と飼料作物又は飼料作物同士の組み合わせによる二毛作の取組	5,000円/10a
飼料用米の生産ほ場の稻わら	利用供給協定の締結等	5,000円/10a
粗飼料作物等	放牧の取組等	5,000円/10a
WCS用稻、粗飼料作物等	資源循環、利用供給協定等	5,000円/10a
野菜（キュウリ、トマトを除く）、花き・花木、果樹	作付面積に応じて支援	5,000円/10a 3,000円/10a
新市場開拓用米	作付面積に応じて支援	35,000円/10a
地力増進作物	出荷・販売契約の締結、疎植栽培、団地化等	2,000円/10a

※郡山市全体の転作実施率により単価が変動します。

### （3）畑地化促進事業（水田の畑地化を支援）※交付対象水田からの除外

交付要件	・前年度に当該農地で主食用米又は、戦略作物等の作付けがあること（主食用米以外は、前年度に水田活用の直接支払交付金の交付を受けていること） ・5年間は当該農地で対象作物を作付けし、出荷・販売を行うこと ・おおむね団地化されていること（詳細は別途ご相談ください）		
交付単価	対象作物	畑地化支援	定着促進支援
	畑作物 (麦、大豆、飼料作物 (牧草等)、子実用とうもろこし、そば、野菜、果樹、花き等)	70,000円/10a	20,000円/10a×5年間 30,000円/10a×5年間（加工・業務用野菜等） または 100,000円/10a（一括） 150,000円/10a（一括）（加工・業務用野菜等）

※畑地化を行った水田は、交付対象水田から除外されます。

※国がポイント制により採択の可否を決定します。

### （4）畑作物産地形成促進事業・コメ新市場開拓等促進事業

実需者ニーズに対応するため、低コスト生産等の技術導入や畑作物の導入・定着に向けた取組を行う場合に支援します。

対象事業	対象作物	支援単価
畑作物産地形成促進事業	麦、大豆、高収益作物 (加工・業務用野菜等)、 子実用とうもろこし	40,000円/10a
コメ新市場開拓等 促進事業※ <sup>1</sup>	新市場開拓用米	40,000円/10a
	加工用米	30,000円/10a
	米粉用米	90,000円/10a
	酒造好適米	取組年数に応じて最大30,000円/10a

※1 多収品種を作付けする場合は、単価に5,000円/10aを加算（酒造好適米を除く）

※国がポイント制により採択の可否を決定します。

## 4 独自助成事業

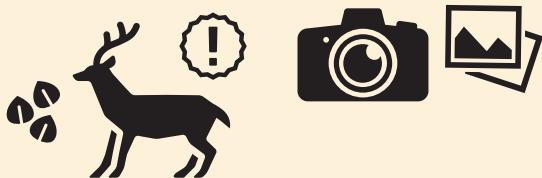
【ふくしまならではの畑作物産地づくり推進事業（作付転換拡大支援事業）】令和8年度福島県事業

対象者	水田において、「麦、大豆、そば」を作付する農業者
交付要件	水田において、「麦、大豆、そば」の作付面積を、前年より1ha以上拡大すること
交付単価	・前年から拡大した面積に応じて5,000円以内/10a ・都道府県連携型助成（同額の交付金の交付）の対象になる場合があります。

※令和8年1月時点

## 5 自然災害発生時について

自然災害等により減収及び収穫皆無となった場合でも一定の条件を満たせば交付金の交付対象となります（作業日誌等必要書類有）。この場合、**被害状況等の確認が必要**になりますので、**写真や日誌、種子や肥料の購入伝票等**で被害状況を記録し、郡山市農業再生協議会、福島県農業共済組合、JA等に速やかに御相談ください（自己の判断ですき込み等を行うと被害状況が確認できず交付対象とならない場合があります）。



## 6 スケジュール

- 定められた期限内に必要書類が未提出の場合、交付金等を受け取ることができません。
- 【申請者からの申請書等の提出時期】

月日	対象事業	提出書類
6月30日	水田活用の直接支払交付金	<ul style="list-style-type: none"><li>経営所得安定対策等交付金交付申請書</li><li>出荷・販売等実績報告書兼誓約書</li><li>出荷契約書の写し等</li></ul>
	米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）	<ul style="list-style-type: none"><li>経営所得安定対策等交付金交付申請書</li><li>出荷・販売契約数量等報告書</li><li>販売契約書写し等</li></ul>
	畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	<ul style="list-style-type: none"><li>経営所得安定対策等交付金交付申請書</li><li>出荷契約書の写し等</li><li>2年前の確定申告書等（免税事業者）</li></ul>
11月	水田活用の直接支払交付金	<ul style="list-style-type: none"><li>出荷伝票の写し等</li></ul>

【交付金の交付予定】

年	月	内 容
令和8年	9月～10月目途	畑作物の直接支払交付金（面積払）
	12月下旬目途	水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）
令和9年	1月下旬目途	水田活用の直接支払交付金（産地交付金）
	3月目途	畑作物の直接支払交付金（数量払）